

平成 21 年 11 月 4 日

日本証券金融株式会社

品貸料（逆日歩）の最高料率の見直しについて

ご高承のとおり、株式会社東京証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所および株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）は、本年 11 月 16 日（月）売買分以降、株券等の売買において基準日等が設定される場合に、株主確定等のため売買日から起算して 5 日目の日に決済を行う取扱いを廃止し、4 日目決済に統一することとしております。

これにより、権利付売買最終日（権利落日の前営業日）における貸借申込み分にかかる品貸料の計算期間が現在の 2 日から 1 日に短縮となる一方、基準日等が設定された銘柄については需給が逼迫する傾向があることから、当社は品貸料の上限である最高料率の定めを下記のとおり、一部見直すことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

- 取引所において権利落日（配当落もしくは権利落とする期日）等が定められた基準日等設定銘柄の貸借申込みにかかる品貸料の最高料率の一部見直し（別紙 1 および別紙 2 参照）

現行	見直し後
権利落日の 6 営業日前から前営業日までの貸借申込み分 ・最高料率を通常の 2 倍とし、また、貸株利用等に関する注意喚起通知、貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については 4 倍とする。	権利落日の 6 営業日前から 2 営業日前までの貸借申込み分 ・最高料率を通常の 2 倍とし、また、貸株利用等に関する注意喚起通知、貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については 4 倍とする。
	権利落日の前営業日の貸借申込み分 ・最高料率を通常の 4 倍とし、また、貸株利用等に関する注意喚起通知、貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については 8 倍とする。

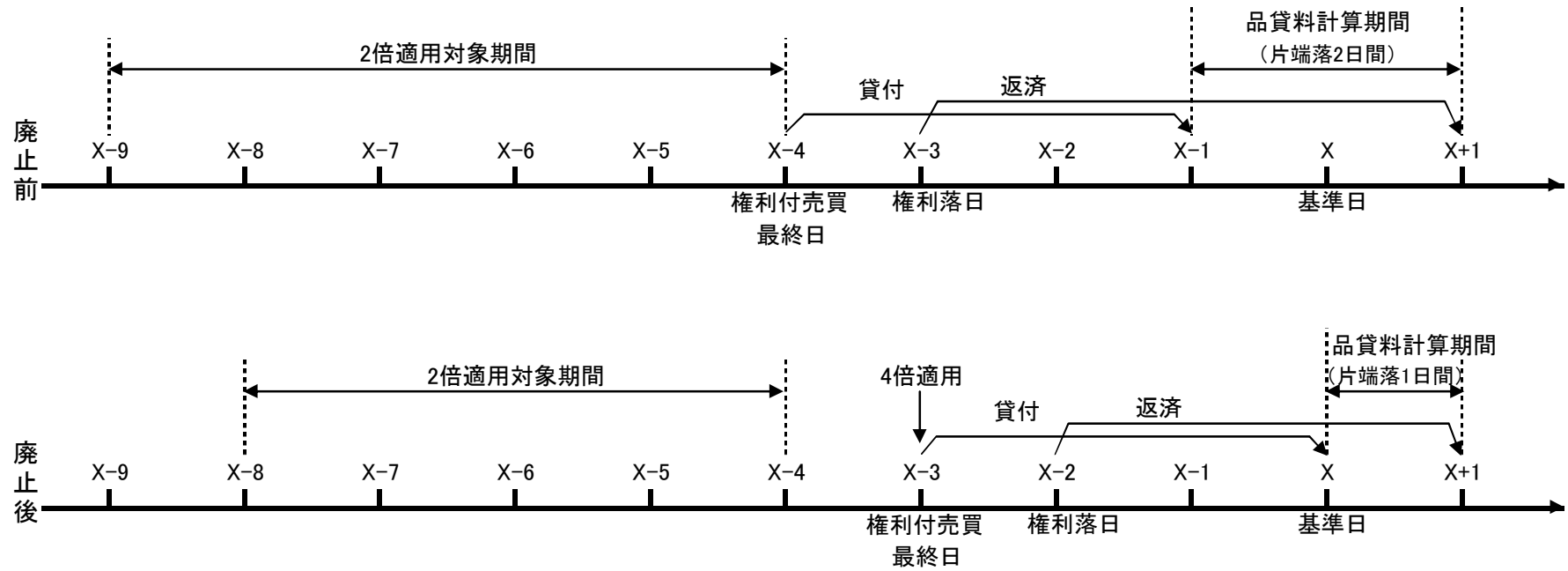
- ・本年 11 月 16 日貸借申込み分（11 月 19 日決済日）以降実施いたします。
- ・本見直しは、株券等の 5 日目決済廃止に伴い、権利付売買最終日の貸借申込み分にかかる品貸料の計算期間が 2 日から 1 日に短縮されることとなるため、実質的な最高料率の水準が現行と同水準となるよう見直すものです。なお、外国株式における定時株主総会のための基準日設定等、従前から 4 日目決済が行われていたものについては変更ありません。
- ・ただし、本見直しにより、品貸料率に品貸日数を乗じた品貸料が、現行を下回る場合あるいは上回る場合もありますので、ご注意ください（別紙 3 参照）。

以上

○最高料率の倍率適用（青色部分は平成 21 年 11 月 16 日貸借申込分以降実施）

適用条件	倍率	適用期間
①配当、新株予約権等の権利付銘柄	2 倍	権利落日 6 営業日前から権利落日 2 営業日前まで
②配当、新株予約権等の権利付銘柄	4 倍	権利落日の前営業日
③外国株式等で定時株主総会のための基準日設定等が行われた銘柄	2 倍	権利落日 6 営業日前から権利落日前営業日まで
④注意喚起通知銘柄	2 倍	通知日の翌営業日から取消日の前営業日まで
⑤申込制限措置銘柄、申込停止措置銘柄	2 倍	実施日から解除日の前営業日まで
①に該当しかつ④または⑤に該当する銘柄	4 倍	権利落日 6 営業日前から権利落日 2 営業日前まで
②に該当しかつ④または⑤に該当する銘柄	8 倍	権利落日の前営業日
③に該当しかつ④または⑤に該当する銘柄	4 倍	権利落日 6 営業日前から権利落日前営業日まで
異常な貸株超過状態が生じている銘柄、またはそのおそれがある銘柄	4 倍	当社が指定する日から解除日の前営業日まで
極めて異常な貸株超過状態が生じている銘柄、またはそのおそれがある銘柄	10 倍	当社が指定する日から解除日の前営業日まで

5日目決済廃止に伴う品貸料の最高料率の定めにかかる取扱い変更



5日目決済廃止後の品貸料(上限)について

○下記各表は、制度信用取引残高を保有した場合の権利付売買最終日にかかる品貸料の適用期間について、パターン別に5日目決済廃止前と廃止後で比較したものです。

1. 基準日(火曜日～木曜日)…5日目決済廃止後における権利付売買最終日(月曜日、木曜日、金曜日)

(例)水曜日が基準日となった場合

	木	金	土	日	月	火	水	木	品貸日数
5日目決済 廃止前	権利付売買最終日	権利落日					基準日 (仮決済日)		} 2日間
	●								
		※							
廃止後		権利付売買最終日			権利落日		基準日		} 1日間
		●							

※同日の3営業日後は基準日(仮決済日)となるため、貸借申込みはない。

○権利付売買最終日の取扱い

【廃止前】

倍率適用:2倍、品貸日数:2日
品貸料(上限):2倍×2日=4倍

⇒

【廃止後】

倍率適用:4倍、品貸日数:1日
品貸料(上限):4倍×1日=4倍

2. 基準日(月曜日)…5日目決済廃止後における権利付売買最終日(水曜日)

(品貸料が現行を下回るケース)

	火	水	木	金	土	日	月	火	品貸日数
5日目決済 廃止前	権利付売買最終日	権利落日					基準日 (仮決済日)		} 4日間
	●								
		※							
廃止後		権利付売買最終日	権利落日				基準日		} 1日間
		●							

※同日の3営業日後は基準日(仮決済日)となるため、貸借申込みはない。

○権利付売買最終日の取扱い

【廃止前】

倍率適用:2倍、品貸日数:4日
品貸料(上限):2倍×4日=8倍

⇒

【廃止後】

倍率適用:4倍、品貸日数:1日
品貸料(上限):4倍×1日=4倍

3. 基準日(金曜日)…5日目決済廃止後における権利付売買最終日(火曜日)

(品貸料が現行を上回るケース)

	月	火	水	木	金	土	日	月	品貸日数
5日目決済 廃止前	権利付売買最終日	権利落日			基準日 (仮決済日)				} 4日間
	●								
		※							
廃止後		権利付売買最終日	権利落日		基準日				} 3日間
		●							

※同日の3営業日後は基準日(仮決済日)となるため、貸借申込みはない。

○権利付売買最終日の取扱い

【廃止前】

倍率適用:2倍、品貸日数:4日
品貸料(上限):2倍×4日=8倍

⇒

【廃止後】

倍率適用:4倍、品貸日数:3日
品貸料(上限):4倍×3日=12倍